

ID: 450

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境施設課

処分の概要	変更等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する規則 第10条		
例 規 番 号	令和5年規則第6号		
【根拠条文】 (申請書の記載事項の変更) 第10条 製造者等は第5条第2項により申請した事項を変更しようとするときは、市長に芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、申請した家庭系指定ごみ袋と異なる強度、容量、形状又は材質の家庭系指定ごみ袋の製造等を開始する場合は、芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の変更申請書を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは変更決定通知書により、変更が不適当と認めるときは理由を付記した書面により製造者等に通知するものとする。 3 市長は、第1項の芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加申請書を受けたときは、その内容を審査し、追加が適当と認めるときは芦屋市家庭系指定ごみ袋製造等追加承認書(様式第6号)により、追加が不適当と認めるときは理由を付記した書面により製造者等に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日